

# 消防計画（テナント用）

総則	目的及び範囲	この計画は、防火管理業務に必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、ここに勤務し、出入りする全ての関係者に適用する。					
		この計画で示す防火管理業務を行う範囲は、別図に示す当該事業所が専有する部分について、全て責任を持つものとする。					
	管理権原者	管理権原者は、事業所内の防火管理業務について、全ての責任を持つ。					
	防火管理者	防火管理者はこの計画の作成及び実行に関する全ての権限を持ち業務する。					
事業所概要	建物名称						
	事業所等名称						
	事業所用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 物品販売店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 作業場 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 福祉施設等 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	占有部分	階部分 ( 号室 )		占有面積	m <sup>2</sup>		
消防機関への届出等	<p>管理権原者または防火管理者等は次の各号に掲げる業務について届出、報告及び連絡を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火管理者選任（解任）届出</li> <li>2 消防計画作成（変更）届出</li> <li>3 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書</li> <li>4 自衛消防訓練実施の事前連絡</li> <li>5 工事中の消防計画</li> <li>6 その他</li> </ol> <p>※防火管理者は、報告または届け出た書類等の写しその他の防火管理業務に必要な書類等を防火管理維持台帳に一括して編纂し、保管する。</p>						
	<p>防火管理者は利用者等に次の事項を順守させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難経路図は別図のとおりとし、避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり物品を置かない。</li> <li>2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。</li> <li>3 喫煙は、指定された場所で行う。</li> <li>4 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用しない。</li> </ol>						
防火管理業務	<p>防火管理者は、増築、改築、模様替え等の工事を行うときは、工事中の安全対策を策定し、必要な指示を与える。</p>						
	<p>防火管理者は工事人に対して次の事項を遵守させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器、工事用シート（防炎物品）等を準備する。</li> <li>2 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用を行わない。</li> <li>3 工事場所ごとに火気及び危険物の使用責任者を定める。</li> <li>4 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。</li> <li>5 放火を防止するため、資機材等を整理、整頓をする。</li> <li>6 その他防火管理者が指示すること。</li> <li>7 軽微な増築、改築等の工事を行う場合で、この消防計画により適切に防火管理業務を実施できる場合を除き、別に工事中の消防計画を作成し、消防署に届け出る。</li> </ol>						

火災予防上の点検等	防火管理者（防火管理者が指名する者）は、日常、下表の点検対象について自主点検を実施する。また、自主点検記録表（別表1）にその結果を記録する。 防火管理者は、不備欠陥等については改修計画を樹立し、早期に改修する。				
	点検項目	避難通路	火を使用する設備・器具		
		防火区画	電気を使用する設備・器具		
教育・訓練		消防用設備等	その他		
防災教育	防火管理者は、従業員、新入社員、パート等に対して防災教育を実施する。 なお、防災教育の内容は概ね次の各号に掲げるものとする。				
	1 消防計画について				
	2 従業員等が守るべき事項について				
	3 火災発生時及び地震発生時の対応について				
	4 その他火災予防上必要な事項について				
時実期施	<input type="checkbox"/> 入社、採用、配属時 <input type="checkbox"/> _____月 <input type="checkbox"/> 消防訓練時				
	<input type="checkbox"/> その他（_____月）				
訓練	防火管理者は、消火訓練、避難訓練、通報訓練を年2回以上実施する。				
	<input type="checkbox"/> 訓練の実施前にあらかじめ消防署に通報することとする。				
	<input type="checkbox"/> 建物全体で実施する訓練にも参加することとする。				
自衛消防	自衛消防の組織	時実期施	1回目	2回目	3回目
		月	月	月	月
		自衛消防の組織を次のとおり定める。			
		自衛消防隊長			
		通報連絡係	初期消火係	避難誘導係	応急救護係
		氏名 (防火責任者)	(火元責任者)		
		任務 ・非常ベル等を鳴らす。 ・119番通報を実施 ・関係者へ連絡 ・消防隊に情報提供	・消火器等での初期消火 ・天井まで燃え移ったら初期消火を中止して避難する。	・避難口を開放し、避難経路図に従い避難誘導 ・大きな声でパニック防止に努める。	・負傷者に対する応急処置 ・救急隊との連携、情報提供 ・負傷者の氏名記録
		◇作成上の留意事項◇			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛消防隊長は、管理権原者または、防火管理者とします。</li> <li>自衛消防隊長のもとに、通報連絡係、初期消火係、避難誘導係を定め、従業員数等により、応急救護係等を定めます。</li> <li>各係員の氏名は消防機関への届出については役職名等で構いませんが、事業所内に掲示するものは誰もが分かるように係名、担当者名等を記入します。</li> <li>また、転勤等で変更が生じた場合は速やかな訂正が必要です。</li> <li>従業員が少ない場合は、任務に支障のない範囲で2つの係を兼務しても構いません。</li> </ul>			

南海トラフ地震防災対策計画・南海トラフ地震防災規程	南海トラフ地震等大規模地震（以下「大規模地震」という。）が発生した場合における防災に関する業務を行う者は、別表2に規定する自衛消防隊とする。	
	組織 通報連絡班	1 テレビ、ラジオ等を活用し、地震に起因する必要な情報の収集を行うこと。特に津波警報等、早急な対応が必要となる情報の把握に努めること。 2 放送設備等を活用し、在館者に対して必要な情報を適宜知らせるとともに、適切な指示を行うこと。 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた在館者に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。 なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。
	避難誘導班	1 自衛消防隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。 2 避難誘導の際には、携帯用拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
	訓練	訓練は年1回以上行うものとし、以下の訓練を実施するものとする。 1 情報収集・伝達に関する訓練 2 津波からの避難に関する訓練 3 その他各号を統合した総合防災訓練
	教育	1 大規模地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 2 地震及び津波に関する一般的な知識 3 大規模地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 4 大規模地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割 5 在館者に対する日常的な広報は、次によるものとする。 (1) 大規模地震が発生した場合に出火防止、在館者同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (2) 正確な情報入手の方法 (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
	委託	<input type="checkbox"/> 防火管理業務の一部を委託する。委託先会社名：_____ 委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表3のとおりとする。 委託を受けて防火管理業務に従事するものは、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施するものとする。
その他	全管理体制の者防火	<input type="checkbox"/> 管理権原者は、統括防火管理者を中心に他の管理権原者と協力し、ビル全体の防火安全性の向上に努める。 <input type="checkbox"/> 防火管理者は、共同防火管理協議事項及び全体についての消防計画に定められている事項について、統括防火管理者に報告する。
	その他	

●附則 この計画は、令和 年 月 日から施行する。

●添付書類 別表1 自主点検記録表

別図 各階平面図(各階平面図に消防用設備等設置場所、避難経路を明記)

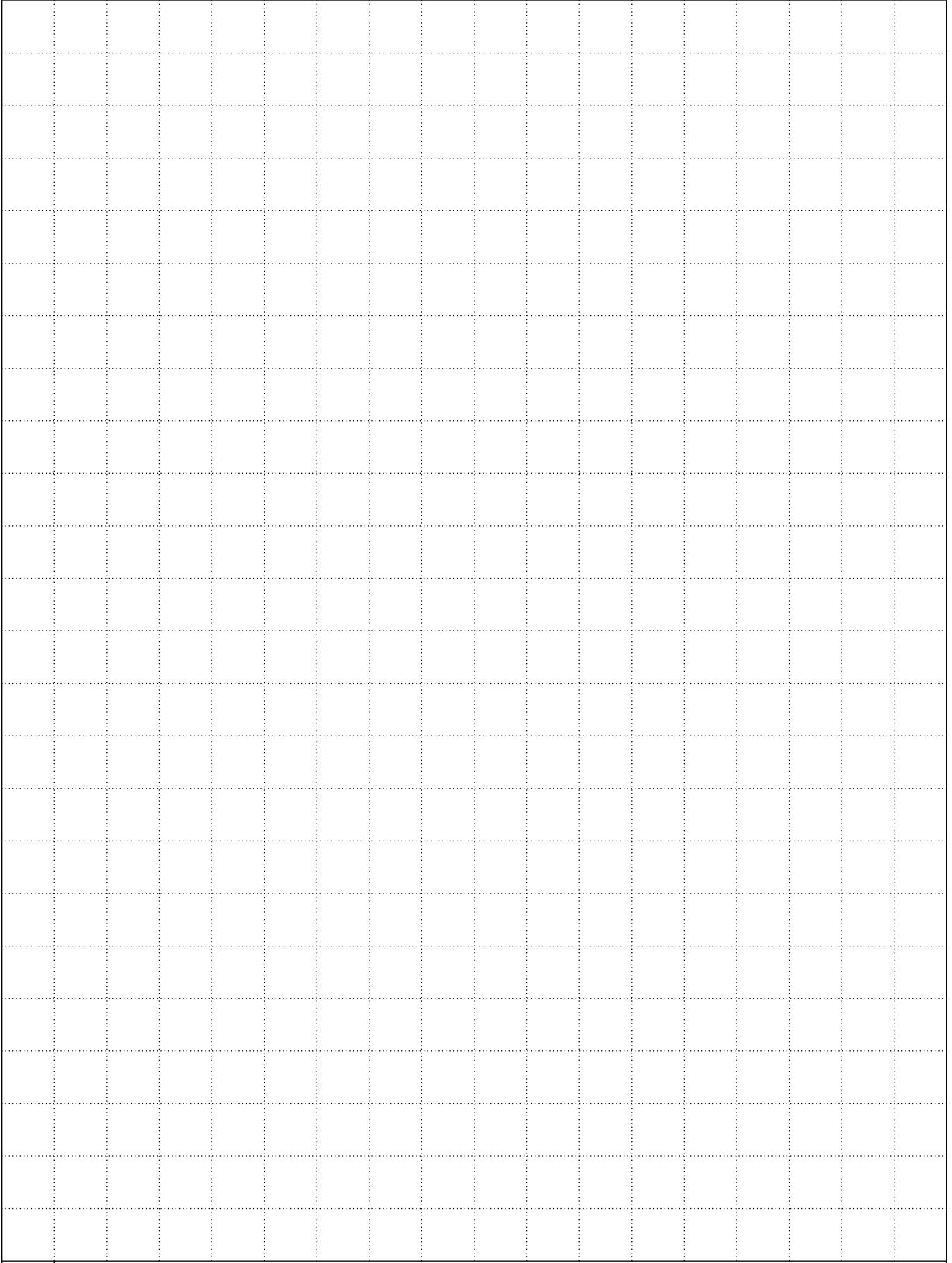
別表1 自主点検記録表

令和 年 月分

検査日	検査項目															備考	
		避難障害			消防用設備			火気・電気				その他					
		<input type="checkbox"/>															
1	状況																
2	状況																
3	状況																
4	状況																
5	状況																
6	状況																
7	状況																
8	状況																
9	状況																
10	状況																
11	状況																
12	状況																
13	状況																
14	状況																
15	状況																
16	状況																
17	状況																
18	状況																
19	状況																
20	状況																
21	状況																
22	状況																
23	状況																
24	状況																
25	状況																
26	状況																
27	状況																
28	状況																
29	状況																
30	状況																
31	状況																

※良の場合には○、不備のある場合は×、是正した場合は○を付けます。防火管理者確認

別図 各階平面図（防火管理の範囲・消防設備等の設置場所・避難経路を記す）



凡  
例



消  
火  
器



避  
難  
経  
路



誘  
導  
灯